別表第四十二（第七条第二項関係）〔平成32年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成6年改正法附則第11条第7項第3号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成30年	
		4月	10月
		円	円
平成30年	5月	16,290	—
	6月	32,520	—
	7月	48,700	—
	8月	64,830	—
	9月	80,900	—
	10月	96,930	—
	11月	112,900	16,290
	12月	128,820	32,520
平成31年	1月	144,680	48,700
	2月	160,500	64,830
	3月	176,260	80,900
	4月	191,970	96,930
	5月	207,700	—
	6月	223,370	—
	7月	239,000	—
	8月	254,570	—
	9月	270,100	—
	10月	285,570	—
	11月	300,990	—
	12月	316,360	—
平成32年	1月	331,680	—
	2月	346,950	—
	3月	362,180	—